



ときは、運営管理者及び試験責任者に對して報告するともに、改善のための勧告を行うこと。

五 試験ごとに、改善のための指摘事項及びこれに對して講じられた措置に関する報告書を作成し、運営管理者及び試験責任者に提出すること。

六 前条第三号の試験責任者の確認が適切に行われているかどうか確認すること。

七 最終報告書に試験の実施方法が正確に記載され、かつ生データが正確に反映されていることを確認し、運営管理者及び試験責任者に對して報告すること。

八 第三号及び前号の確認を行った日付及びその結果が運営管理者及び試験責任者に報告されていることを記載した文書を作成し、これに署名の上試験責任者に提出すること。

九 信頼性保証部門に保存される記録の整理方法を文書により記録し、これを保存すること。

十 その他当該試験施設で行われる試験がこの省令の規定に従つて行われることを保証するために必要な業務

二 試験ごとの信頼性保証部門の担当者は、当該試験に從事する者でなければならぬ。

三 第一項の規定により保存される文書は、試験施設又は試験委託者等の指定した場所に保存されなければならない。

**第三章 試験施設及び機器**

第九条 試験施設は、試験を実施するため必要な面積及び構造を有し、かつ、その機能を維持するため試験に影響を及ぼすものから十分に分離されていなければならない。

二 動物を適切に飼育し、又は管理するため、飼育施設、飼料、補給品等を保管する動物用品供給施設その他必要な施設設備を有しなければならない。

三 試験施設は、被験物質等の取扱いによるため試験を行つた区域その他の試験を適切に実施するために必要な区分された区域を有しなければならない。

四 試験施設は、資料保存施設を有しなければならない。

**第十一条 試験成績の収集、測定又は解析に使用される機器、施設の環境を保持するために使用されなければならない。**

れる機器その他試験を行うために必要な機器（次項及び次条第一項第二号において単に「機器」という。）は、適切に設計され、十分な処理能力を有し、適切に配置されなければならない。

**第四章 試験施設等における操作**

**(標準操作手順書)**

第十二条 運営管理者は、次に掲げる事項に関する実施方法及び手順を記載した標準操作手順書を作成しなければならない。

一 被験物質及び対照物質の管理

二 実験設備又は機器の保守点検及び修理

三 動物飼育施設の整備

四 実験動物の飼育及び管理

五 実験動物の一般症状等の観察

六 試験の操作、測定、検査及び分析

七 ひん死の動物及び動物の死体の取扱い

八 動物の剖検及び死後解剖検査

九 標本の採取及び識別

十 病理組織学的検査

十一 生データの管理

十二 信頼性保証部門が行う業務

十三 試験従事者の健康管理

十四 その他必要な事項

第十三条 試験に従事する者は、被験物質及び対照物質について、その特性及び安定性の測定、照物質について、その特性及び安定性の測定、必要な表示等により適切な管理を行わなければならぬ。

二 試験に従事する者は、被験物質又は対照物質と媒体との混合物については、混合した後の被験物質又は対照物質の安定性及び均一性の測定等により適切に使用しなければならない。

三 試験に従事する者は、被験物質及び対照物質の配布、受領、返却又は廃棄を行うときは、その日付及び量を記録しなければならない。

**(試薬及び溶液)**

第十四条 試験に従事する者は、試薬及び溶液の保管条件、使用期限等について適切な表示を行うとともに、その性質及び使用方法等に従つて使用しなければならない。

**第六章 試験計画書及び試験の実施**

**(試験計画書)**

第十五条 試験責任者は、試験ごとに、次に掲げる事項を記載した試験計画書を作成し、運営管理者（試験の全部が委託された場合にあっては、試験委託者（試験の全部が委託された場合にあっては、試験委託者及び運営管理者。以下この項において同じ。）の承認を受けなければならぬ）に記載する事項を記載した最終報告書を作成しなければならない。

**(最終報告書)**

第十七条 試験責任者は、試験ごとに、次に掲げる事項を記載した最終報告書を作成しなければならない。

一 表題と試験目的

二 試験施設の名称及び所在地

三 試験の開始及び終了の日

四 試験責任者その他の試験に従事した者の氏名

五 被験物質及び対照物質に関する事項

六 試験系に関する事項

七 予見することができなかつた試験の信頼性に影響を及ぼす疑いのある事態及び試験計画書に従わなかつたこと。

八 試験の実施方法に関する事項

九 生データの解析に使用された統計学的方法に関する事項

十 試験成績及びその考察並びにこれらの要約

十一 生データ及び標本の保存場所

十二 試験責任者の署名及びその日付  
 十三 第八条第一項第八号の規定により信頼性  
 保証部門責任者が作成し、署名した文書  
 十四 その他必要な事項

- 2 試験責任者は、最終報告書を訂正する場合に  
 は、その日付、訂正箇所、理由その他の必要な事  
 項を文書により記録し、これを署名の上最終報  
 告書とともに保存しなければならない。  
 (試験関係資料の保存)

第十八条 運営管理者は、試験関係資料を資料保  
 存施設において適切に保存しなければならな  
 い。

2 運営管理者は、資料保存施設の管理の責任者  
 (次項において「資料保存施設管理責任者」と  
 いう)を置かなければならぬ。

3 資料保存施設管理責任者が許可した者以外の  
 者は、資料保存施設に立ち入ることができな  
 い。

4 運営管理者は、試験業務が廃止され、又は休  
 止された場合には、試験関係資料をその業務を  
 承継する者又は試験委託者等(次項において  
 「資料承継者」という)に引き渡さなければな  
 らない。

5 資料承継者については、第一項から第三項ま  
 での規定を準用する。

第六章 複数の場所にわたって実施される  
 試験

(遵守事項)

第十九条 試験が複数の場所にわたって実施され  
 る場合には、第四条から前条までに定めるところによるほか、次に掲げるところによらなけれ  
 ばならない。

二 試験場所の運営及び管理について責任を有  
 する者(以下「試験場所管理責任者」とい  
 う)については、第六条、第十一条第一項及  
 び第三項まで並びに前条第一項、第二項及  
 び第四項の規定を準用する。この場合におい  
 て、第六条第一号中「試験の実施、記録、報  
 告等について責任を有する者(以下「試験責  
 任者」とあるのは「委託された試験の一部の  
 實施、記録、報告等について責任を有する者  
 (以下「試験主任者」と、同条第二号、第九  
 号及び第十号並びに第十一条第三項中「試験

三 試験主任者については、第七条の規定を準  
 用する。この場合において、同条第四号中  
 「次条第一項第三号」とあるのは、「第十九条  
 第四号において準用する次条第一項第三号」  
 と、「同項第四号」とあるのは、「第十九条第  
 四号において準用する次条第一項第四号」と  
 読み替えるものとする。

四 第二号において準用する第六条第二号の規  
 定に基づき、指名された信頼性保証部門責任者  
 については、第八条の規定を準用する。この  
 案において、同条第一項第四号中「運営管  
 理者及び試験責任者」とあるのは、「運営管理  
 者、試験責任者、試験場所の運営及び管理に  
 ついて責任を有する者(以下「試験場所管理  
 責任者」という)及び試験主任者」と、同  
 項第五号中「運営管理者及び試験責任者」と  
 あるのは、「運営管理者、試験責任者、試験場  
 所管理責任者及び試験主任者」と、同項第六  
 号中「第七条第三号の試験責任者」とあるの  
 は、「第十九条第三号において準用する第七条  
 第三号の試験主任者」と、同項第七号及び第  
 八号中「運営管理者及び試験責任者」とある  
 のは、「運営管理者、試験責任者、試験場所管  
 理責任者及び試験主任者」と、同項第十号及  
 び同条第三項中「試験施設」とあるのは、「試  
 験場所」と読み替えるものとする。

五 試験場所については、第九条の規定を準用  
 する。  
 六 試験場所で実施される試験に従事する者に  
 関しては、第十一条第四項並びに第十六条第  
 一項及び第四項中「試験責任者」とあるのは  
 「試験責任者及び試験主任者」と読み替える  
 ものとする。

この省令は、平成九年四月一日から施行す  
 る。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省  
 (施行期日))

令第一二七号)抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律  
 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
 成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日厚生労働省  
 (施行期日))

省令第一一四号)

この省令は、平成二十年八月十五日から施行  
 する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省  
 (施行期日))

省令第八七号)抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品  
 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等  
 の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三  
 号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行  
 する。

附 則 (令和二年一月二九日厚生労働省  
 (施行期日))

令第一五五号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月二九日厚生労働省  
 (施行期日))

令第二〇八号)抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品  
 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等  
 の一部を改正する法律(以下「改正法」とい  
 う)附則第一条第二号に規定する規定の施行  
 の日(令和三年八月一日)から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日厚生労働省  
 (施行期日))

令第八四号)抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品  
 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の  
 一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)  
 の公布の日から施行する。